

2014年7月22日

受益者の皆様へ

HSBC投信株式会社

「HSBC ニューリーダーズ株式オープン」
信託終了(繰上償還)予定に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に関し、格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております弊社の追加型証券投資信託「HSBC ニューリーダーズ株式オープン」におきましては、運用の基本方針に則って運用することが困難な資産規模が継続しております。この現状に鑑みまして、2014年9月12日をもって投資信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)することを予定しておりますので、お知らせ申し上げます。

この繰上償還は、「投資信託及び投資法人に関する法律」および投資信託約款の規定に従い、書面による決議をもって実施いたします。

つきましては、本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、同封の「議決権行使書面」に、繰上償還に関する議案の賛否および必要事項をご記入の上、弊社までご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、繰上償還にご同意いただける場合は、議決権行使(「議決権行使書面」の返送)は不要です。

受益者の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

なお、本書面に関してご不明な点がございましたら、下記専用窓口までお問い合わせください。

[HSBC投信株式会社 繰上償還についてのお問い合わせ専用窓口]

電話番号：フリーダイヤル 0120-722265

受付期間：2014年7月22日～2014年8月12日

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日を除きます。)

1. 繰上償還を予定している投資信託の名称

追加型証券投資信託「HSBC ニューリーダーズ株式オープン」(以下「当ファンド」といいます。)

2. 繰上償還の理由

当ファンドは、2011年3月25日の設定以来、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりましたが、受益権口数が信託約款の繰上償還条項(第49条第1項)に定める30億口を大きく下回っており(2014年6月末現在、約3.6億口)、運用の基本方針に則って運用を継続することが困難な状況になってきております。弊社といたしましては、運用を継続するよりもお預かりした運用資産を皆様にお返しすることが、受益者の皆様にとって最善の措置であると判断いたしました。このため、信託約款の規定にしたがい受益者の皆様のご意向を確認したうえで繰上償還を行うものです。

3. 繰上償還に係る書面決議の手続きおよび日程

書面決議の対象受益者の確定日	2014年7月22日
書面による議決権行使の期限	2014年8月11日
書面決議の日	2014年8月12日
< 書面決議により繰上償還が決定した場合 >	
繰上償還日(予定)	2014年9月12日

- (1) 書面決議は、2014年7月22日時点で、当ファンドを保有されている受益者の方を対象として行います。(2014年7月22日時点での受益権口数が議決権の数となります。)
- (2) 対象となる受益者の皆様には、上記の議決権行使期限(2014年8月11日の弊社到着分までを有効とさせていただきます。)までに、HSBC投信株式会社に対し、本書面に同封されている「議決権行使書面」をもって、本決議における議決権行使をお願いいたします。
- (3) 本決議は、議決権を行使できる受益者の半数以上、かつ、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。
- (4) 本決議が可決された場合、当ファンドは2014年9月12日に繰上償還いたします。当ファンドの償還金は信託終了日以降、販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたします。支払日については販売会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 本決議が否決された場合は繰上償還を行わず、その旨を書面決議の日以降、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。
- (6) 繰上償還に関する決議の結果は、可決もしくは否決いずれの場合でも、上記書面決議の日の翌日以降、弊社ホームページ(www.assetmanagement.hsbc.com/jp)に掲載いたします。
- (7) 書面決議を経て繰上償還が決定した場合、償還準備のために当ファンドが主要投資対象とする「HSBC ニューリーダーズ株式マザーファンド」の組入有価証券を売却すること等により、償還までの期間において運用の基本方針に則った運用ができなくなる点にご留意ください。

4. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの繰上償還について賛成または反対される旨等をご記入の上、次の宛先にご送付ください。(同封の返信用封筒をご利用ください。)

2014年8月11日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

【議決権行使書面の送付先】

〒103-0027

東京都中央区日本橋3-11-1 H S B Cビルディング

H S B C投信株式会社 クライアントサービス本部

繰上償還に関する書面決議窓口 宛

(同封の返信用封筒は料金受取人私専用のため、別の郵便番号となっています。)

[注意事項]

- ・ 同一受益者の方が重複して議決権を行使された場合で、議決権行使の内容が異なる場合は、すべての議決権に関して無効とさせていただきます。
- ・ 賛否の表示のない議決権行使書面は、賛成の表示があるものとしてお取扱いします。
- ・ 本決議におきまして議決権を行使されない場合(「議決権行使書面」をご返送されない場合)は、賛成されたものとみなさせていただきます。したがって、当ファンドの繰上償還にご同意いただける場合は、特段のお手続き(「議決権行使書面」のご返送)は必要ありません。

本手続きにあたり、受益者の皆様に関する情報を販売会社、弊社および受託会社(再信託受託会社を含みます。)が共有することがあります。本手続きに伴い取得した個人情報(書面による決議および買取請求に関する事務)を処理するためのみに利用し、それ以外の目的には使用いたしません。

5. 反対された受益者の受益権の買取請求の手続きについて

本決議が可決された場合には、繰上償還に反対された受益者の方は、以下の手続きにより、自己に帰属する受益権について、信託財産による買取りを請求することができます。(繰上償還に反対された受益者の方にはあらためてご案内させていただきます。)

なお、反対された受益者の方が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。引き続き保有していただくことも、通常通りご換金いただくこともできます。

(1) 買取請求期間

2014年8月19日から2014年9月8日まで

(2) 手続き

- ・ 反対された受益者の方に対し、弊社から「買取請求のご案内」を発送
- ・ 買取請求必要書類にご記入の上、取扱販売会社へご提出
- ・ 販売会社(弊社を経由)から受託会社(りそな銀行)への買取請求必要書類の送付
- ・ 受託会社での買取請求必要書類の受理
- ・ 当ファンドの信託財産による買取りの実行
- ・ 受託会社からご指定銀行口座への買取代金の振込
- ・ 受託会社から「買取計算書」を郵送

(3) 買取請求の相手方

この買取請求は、繰上償還に反対された受益者の方が、法令に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。

(4) 買取価額

買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額となります。ここでの公正な価額とは、原則として、受託会社が必要書類を受理した日(申込受付不可日の場合は翌営業日)の翌営業日に算出される解約価額(基準価額から信託財産留保額(0.50%)を控除した価額)とさせていただきます。

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく銀行口座に受託会社よりお振込みいたします。なお、振込手数料および「買取計算書」送付費用はお客様負担として、買取代金から差し引かれます。また、諸般の手続き((2)手続き)が必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性があります。

買取りにかかる収益に対しては、個人の受益者の場合、お客様ご自身で確定申告行っていただくことになりますので、ご注意ください。(非課税扱いの受益者を除きます。また、税法が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります。)

(5) その他

議決権行使期間中、買取請求期間中ともに、繰上償還の議案への賛否にかかわらず、販売会社において通常通り換金のお申込みを受け付けます。なお、買取請求が行われた受益権については、換金のお申込みができなくなりますのでご注意ください。

また、繰上償還が決定した場合、換金のお申込みの受付は2014年9月10日までとなります。

以上

《書面決議参考書類》

1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項
「HSBC ニューリーダーズ株式オープン」は、受益権口数が投資信託約款に規定する繰上償還条項（第49条第1項）に定める30億口を大きく下回っており（2014年6月末現在、約3.6億口）、運用の基本方針に従って運用を継続することが困難な状況になっています。このため、このまま運用を継続するよりもお預かりした運用資産を投資者の皆様にお返しすることが最善の措置であると判断し、投資信託及び投資法人に関する法律および投資信託約款の規定にしたがい、繰上償還の手続きを行うことといたしました。
2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日
2014年9月12日（信託終了日（繰上償還日））
3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件
書面決議において、2014年7月22日現在の受益者の半数以上の賛成が得られなかった場合、または賛成の意思表示をされた受益者の受益権口数の合計が2014年7月22日現在の受益権総口数の3分の2未満であった場合には、本投資信託契約の解約（繰上償還）を中止します。
4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実
該当事項はありません。

5. 直近に作成された財産状況開示資料

(1) 貸借対照表

（単位：円）

第3期（2014年2月17日現在）

資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	471,306,632
未収入金	3,278,039
流動資産合計	474,584,671
資産合計	
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	-
未払解約金	3,278,039
未払受託者報酬	232,328
未払委託者報酬	6,555,273
その他未払費用	678,428
流動負債合計	10,744,068
負債合計	
純資産の部	
元本等	
元本	537,983,700
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	74,143,097
(分配準備積立金)	8,477,582
元本等合計	463,840,603
純資産合計	
負債純資産合計	
474,584,671	

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第3期 自 2013年2月19日 至 2014年2月17日
営業収益	
有価証券売買等損益	98,132,364
営業収益合計	98,132,364
営業費用	
受託者報酬	621,257
委託者報酬	18,352,827
その他費用	1,708,007
営業費用合計	20,682,091
営業利益又は営業損失()	118,814,455
経常利益又は経常損失()	118,814,455
当期純利益又は当期純損失()	118,814,455
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	40,205,228
期首剰余金又は期首欠損金()	14,226,681
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,760,551
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	6,784,788
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	2,975,763
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金()	74,143,097

(注1) 期首元本額は1,178,576,576円、期中追加設定元本額は404,325,087円、期中一部解約元本額は1,044,917,963円、期末元本額は537,983,700円です。

(注2) 期末の1万口当たり基準価額は8,622円です。

(注3) 計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後の有価証券等損益額(0円)、信託約款に規定する収益調整金(4,481,515円)および分配準備積立金(8,477,582円)より分配対象収益は12,959,097円(10,000口当たり240円)ですが、当期に分配した金額はありません。

以上